

## 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年沖縄県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第18条中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同号を同条第20号とし、同条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第18条に次の1号を加える。

- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。